

令和4年8月24日（水）13時30分～

交通政策審議会海事分科会船員部会 第3回漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会

【前田労働環境対策室長】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会船員部会第3回漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の前田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、委員及び臨時委員総員6名中6名全員のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において準用する同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、配布資料のご確認をさせていただきます。全て一枚ものになりますけれども、「議事次第」、「委員名簿」、「配布資料一覧」、「資料1」となっております。不足がございましたら事務局までお申しつけいただければと思います。

それでは、議事に入りたいと思います。野川専門部会長、司会進行をお願いいたします。

【野川部会長】 それでは、議事を進めてまいりたいと存じます。

議題1「漁業（かつお・まぐろ）最低賃金の額の決定について」でございますが、平成27年11月17日開催の第2回最低賃金専門部会以降、労使の話合いが断続的に行われ、最低賃金額として19万9,300円で労使合意がなされたとのことでございます。したがって、漁業（かつお・まぐろ）最低賃金のとりまとめの案文を事務局より読み上げていただきます。よろしく申し上げます。

【前田労働環境対策室長】 資料1をご覧ください。「漁業（かつお・まぐろ）最低賃金については、以下のとおりとすることが適当である。

1、適用する地域、全国。

2、適用する使用者。船員法（昭和22年法律第100号）第1条に規定する船舶であって、かつお・まぐろ漁業（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第2条第12号に掲げる漁業をいう。）の用に供する漁船の船舶所有者（船員法第5条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）

3、適用する船員。前項の使用者に雇用されている船員であって、同項の船舶に乗り組む者。ただし、見習い、未経験又は年少などの理由により第5項に掲げる1人歩船員に達

しないとみなされる船員は、除くものとする。

4、適用する期間。かつお・まぐろ漁業に係る雇入契約期間とする。ただし、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる船員については、その歩合給の算定の基礎となる期間とする。

5、第3項の船員に係る最低賃金額。月額1人歩船員、19万9,300円（月払いとする）。この場合において、1人歩船員とは、雇入契約において報酬の一部又は全部が歩合によって支払われる場合に、歩合給の算定に当たって、1人歩、1人代その他名称の如何を問わず基準となる配分単位1単位を有すると認められる船員又はこれと同程度の船員をいうものとする。

6、最低賃金に算入しない賃金。

(1) 通常の労働日以外の日の労働及び通常の労働時間を超えた時間の労働に対し支払われる割増手当。

(2) 通常の労働以外の臨時的に行う労働に対し支払われている作業手当、欠員手当など。

(3) 予期していない事由に基づき支払われる災害の場合の一時金及び支給条件はあらかじめ確定されているが、支給事由の発生が不確定であり、かつ、まれに支払われる結婚手当、退職手当など。

(4) 1か月を超える期間ごとに支払われる夏期・年末手当、賞与、その他これに準ずる賃金。

(5) 通勤手当及び実費弁償として支払われる交通費、旅費、その他これに類するもの。」

以上でございます。

**【野川部会長】** ありがとうございます。以上をもちまして、漁業（かつお・まぐろ）の最低賃金の額の決定についての審議は全て終了いたしました。

労使の臨時委員の皆様方におかれましては、約7年という長期間にわたりまして、根気強く話し合いにご尽力され、ここに合意に至りましたこと、心より厚く御礼申し上げます。ありがとうございました。

では、これにて、漁業（かつお・まぐろ）最低賃金専門部会を終了いたします。今日は本当にありがとうございました。

— 了 —